

# 総務市民委員会 会議録

=====  
日 時 平成30年9月12日（水曜日）  
午後1時開会、午後3時08分閉会  
場 所 第3委員会室

---

## 日 程

### 1 開 会

### 2 委員長挨拶

### 3 協議事項

- (1) 議案第65号 土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第66号 土浦市税条例等の一部改正について
- (3) 議案第67号 土浦市手数料条例の一部改正について
- (4) 議案第70号 土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第71号 平成30年度土浦市一般会計補正予算（第2回）～歳入全部
- (6) 議案第74号 （仮称）土浦市立学校給食センター建築主体工事請負契約の締結について
- (7) 議案第75号 （仮称）土浦市立学校給食センター電気設備工事請負契約の締結について
- (8) 議案第76号 （仮称）土浦市立学校給食センター機械設備工事請負契約の締結について
- (9) 議案第77号 財産の取得について  
（（仮称）土浦市立学校給食センター厨房機器物品購入）
- (10) 議案第79号 町の区域の変更について

### 4 その他

#### (1) 報告事項

- ・土浦市空家等対策の推進に関する協定の締結について
- ・土浦市環境白書について（平成29年度年次報告書）
- ・熱中症について
- ・土浦市消防フェスティバル2018について

#### (2) 要望書

- ・ニセ電話詐欺撲滅宣言の依頼について

(3) その他

5 閉 会

---

出席委員（9名）

委員長 平石 勝司  
副委員長 島岡 宏明  
委員 沼田 義雄  
委員 久松 猛  
委員 矢口 迪夫  
委員 吉田 博史  
委員 海老原一郎  
委員 篠塚 昌毅  
委員 今野 貴子

---

欠席委員（0名）

---

説明のため出席した者（28名）

市長公室長	船 沢	一 郎
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	小松澤	文 雄
議会事務局長	塚 本	哲 生
消防長	飯 村	甚
消防次長	相 澤	浩
秘書課長	細 野	賢 司
政策企画課長	山 口	正 通
財政課長	佐 藤	亨
広報広聴課長	羽 成	健 之
総務課長	真 家	達 成
人事課長	今 野	修
管財課長	渡 辺	善 弘
課税課長	羽 成	信 明
納税課長	大 橋	博
市民活動課長	飯 泉	貴 史
生活安全課長	下 村	浩

市民課長	松 本	陽 子
環境保全課長	水 田	和 広
環境衛生課長	五 来	頭
会計管理者	根 本	陽 一
選挙管理委員会書記次長	真 家	達 成
議会事務局次長	川 上	勇 二
監査事務局長	天 谷	太
消防総務課長	檜 山	保 明
予防課長	谷田貝	修
警防救急課長	嶋 田	邦 彦
教育委員会学務課長	元 川	宏
教育委員会学務課係長	藤 田	和 紀

---

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

---

---

傍聴者（2名）

男 1名

女 1名

---

○平石委員長 ただ今から総務市民委員会を開催いたします。

それでは、協議事項の（１）付託された議案の審査に入ります。議案第６５号土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

○真家書記次長 議案第６５号土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。１ページをお願いします。１番改正の趣旨でございますが、公職選挙法の一部改正によりまして、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、これまで国政選挙、知事選挙、市長選挙で認められていた選挙運動のためのビラの頒布につきまして、平成３１年３月１日以降に執行される市議会議員選挙においても認められることになったことに伴い、その公費負担に関する本市条例の一部改正を行うものでございます。２番改正の内容ですが、題目や第１条及び第２条中の「土浦市長」の部分「土浦市議会議員及び土浦市長」に改めるものでございます。３番施行日は平成３１年３月１日を予定してございます。２ページから３ページが議案でございまして４ページから７ページまでが公選法改正に伴う総務大臣からの通知でございます。なお、県議会議員選挙でございまして、１月３０日告示、投開票日は１２月９日となりましたので併せてご報告させていただきます。以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございませうか。

○久松委員 枚数、証紙を張る必要があるのか。配布の方法について。

○真家書記次長 枚数につきましては、４、０００枚となっております。証紙ですね。証紙につきましては、選挙管理委員会で交付する証紙を貼ることになっております。配布方法でございまして、新聞の折込、選挙事務所内、個人演説会の会場、街頭演説会での会場での頒布に限るとなっております。

○久松委員 従来の国政選挙の配布と同じということだね。

○真家書記次長 はい。

○今野委員 それは申請しなくても大丈夫ですか。私は要りませんということも。

○真家書記次長 ビラの頒布につきましては、事前に選挙管理委員会への届出は必要になります。この条例改正につきましては、公費負担の改正の条例でございまして、必要ないということであれば特に使わなくてもよいのですが、ただ、頒布に関しては。

○平石委員長 その他なにかございませうか。

（なし）

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第６５号土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第６５号土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第６６号土浦市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

○羽成課税課長 土浦市税条例等の一部改正についてご説明します。8ページをお願いいたします。地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年3月31日に公布され、これに伴い市税条例も改正する必要がありますので、市税条例の一部改正をお願いするものです。改正の内容についてご説明します。今回の改正は、大きく分けて4つに分かれております。1つ目が市民税関係の改正、2つ目が法人市民税の改正、3つ目がたばこ税関係の改正、4つ目が都市計画税関係の改正となっております。最初に、個人住民税関係の一部条例改正についてご説明します。8ページの個人住民税関係のところをご覧ください。個人住民税関係につきましても、「働き方改革」を後押しする観点からの改正となっております、具体的には、市税条例第24条の個人市民税の非課税の範囲について法律の改正に伴うもので、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税の所得要件の引き上げに伴う改正で、「第1項第2号の125万円」を「135万円」へ改正しております。施行日は平成33年1月1日からとなります。次に控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備で同条第2項中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」へ改正となり、施行日は平成31年1月1日からとなります。また、均等割非課税限度額の引き上げの改正で同条第2項中に「に10万円を加算した額」を追加し、非課税限度額を10万円引き上げの改正となり、施行日は平成33年1月1日からとなります。次に市税条例第34条の2の所得控除については、法律改正にあわせての改正となります。基礎控除額に所得要件を創設する改正で、第1項中に「前年の合計所得額が2500万円以下である」を加える改正となっております。これにより所得額が2500万円を越える方は基礎控除がなくなります。施行日は平成33年1月1日となります。市税条例第34条の6については、9ページをお願いします。同条の調整控除については、法律改正にあわせての改正で、調整控除額に所得要件を創設しており、具体的には、第1項中に「前年の合計所得金額が2500万円以下である所得割の納税義務者」と改正しており、こちらにつきましても基礎控除と同様の扱いとなります。施行日は平成33年1月1日からとなります。市税条例付則第5条の3、個人の住民税の非課税の範囲等については、法律改正にあわせての改正で、第1項中に「に10万円を加算した額」を追加しており、具体的には、所得割非課税限度額が引き上げの改正となっております。施行日は平成33年1月1日となります。次に法人市民税の改正が2つございます。主なものを説明します。10ページをお願いします。市税条例第48条、法人の市民税の申告納付につきましても、法律改正にあわせての改正で、第1項中に内容欄記載の下線部分を追加し改正しており、第10項から第12項を新設しております。その内容は資本金1億円を超える大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出を義務として規定しております。施行日は平成32年4月1日からとなります。次に、たばこ税関係についてご説明します。10ページの中ほどになります。市税条例第92条製造たばこの区分については、法律改正にあわせての改正となります。加熱式たばこは、これまでパイプたばこに分類されて課税されておりましたが、課税方式の見直しにより製造たばこの区分に新たに創設されました。内容は記載のとおり、1で喫煙用の製造たばこを5つに分類し(5)

に加熱式たばこを記載しており、また、2に「かみ」用の製造たばこ3に「かぎ」用の製造たばこと区分しており、施行日は平成30年10月1日となります。次に市税条例第94条たばこ税の課税標準については、11ページをお願いします。これは法律にあわせての改正で、条ずれに伴う改正となっております。また、第3項、第5項、第7項から第10項を新設しており、その内容は、加熱式たばこの課税標準は「重量」及び「価格」によって換算した紙巻たばこの本数の合計とすることを規定しており、フィルター等の重量を含まない重量とし、加熱式たばこ0.4グラムが紙巻たばこ0.5本に換算します。また、紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格で、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本に換算することとしております。なお、課税の激変緩和等の観点から平成30年10月1日から5年間にかけて段階的に移行することを規定しております。今回の改正の施行日は平成30年10月1日となります。平成31年から平成34年までの各年の10月1日で換算補正率に変更となることから施行日は各年の10月1日となります。次に市税条例第95条たばこ税の税率について、12ページをお願いします。同条は法律改正にあわせての改正でたばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階に引き上げる改正となっております。たばこ1,000本につき現在は5,262円から5,692円へ改正となり、平成32年10月1日からは6,122円、平成33年10月1日からは6,552円へ改正となります。施行日は平成30年10月1日と平成32年・平成33年の各10月1日となります。次に、都市計画税関係の条例改正についてご説明します。市税条例附則第27条読替規定で、12ページをお願いします。同条は法律改正にあわせての改正で、地方税法附則第15条第48項が法律改正により追加されたため、都市計画税の読替え規定の第48項を追加し、改正となっております。具体的には、都市のスポンジ化を防止するため、都市再生推進法人が都市再生特別措置法に規定する立地誘導促進施設の目的となる土地や建物を無償で借り受けた場合、固定資産税や都市計画税を減額するもので、立地誘導促進施設協定の有効期限が5年間以上のものは最初の3年間、税額を3分の2減額し、10年以上のものは最初の5年間、税額を3分の2減額するものです。なお、現在、土浦市には該当資産はございません。14ページから18ページまでは条例の改正文となっております。また、19ページ中央から付則の改正は、たばこ税の小売販売業者に対し、課税する手持ち品課税を規定したものです。27ページから58ページまでが新旧対照表となっておりますのでよろしくをお願いします。以上が条例改正の内容となります。よろしくをお願いします。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○吉田委員 大きな税制改正だね。市民税、法人市民税、固定資産、たばこ税だから、自主財源で占める割合の中では大きいよね。市民税で年間所得が今までは125万円以下が非課税だったけれども、10万円アップして135万円までが収入から、今までと同じだよというのが大きい項目だよ。たばこはさ、加熱たばこは上がりますよと、いうことなんだけれども、私もたばこを吸うけれど、1箱410円のたばこが大体どのくらいになるの。この計算でいくと。

○羽成課税課長 市販されているたばこ。大体440円から460円で販売されている

ところですが、それが480円から500円に上がるということで想定されております。

○吉田委員 いよいよ、たばこ500円か。はい、わかりました。

○久松委員 8ページの個人市民税の非課税の範囲ということで、米印のところでは障害者、未成年者、寡婦及び寡夫が対象だと、いうことになっているんだけど、一般の働く人はどうなんですか。

○羽成課税課長 今回の非課税の限度額が10万円上がるような形なんですけど、それに伴って給与所得の方も変わりますので、同時に改正があります。

○久松委員 同時にということは、135万は同じに。

○羽成課税課長 はい。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第66号土浦市税条例等の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第66号土浦市税条例等の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第67号土浦市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

○松本市民課長 議案第67号土浦市手数料条例の一部改正について、ご説明させていただきます。51ページをお願いいたします。はじめに、条例改正の趣旨でございますが、昨年10月に受益者負担の適正化に関する基本方針が策定され、受益者負担の原則に基づきまして、適正な負担を受益者に求め公平性を確保するため、コンビニ交付の手数料及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料を改正するものでございます。改正内容でございますが、1点目のコンビニ交付の手数料につきましては、コンビニの多機能端末機による住民票の写しのほか、印鑑登録証明書、税証明書の各証明書の交付1件につき200円を、1件につき300円に改正するものでございます。2点目の住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料につきましては、時間単価から人数単価へ改め、1人1時間につき5,000円を、住民1人分の記録につき300円に改正するものでございます。改正理由でございますが、1点目のコンビニ交付の手数料につきましては、コンビニ交付を導入しました平成28年度から、コンビニ交付に係るランニングコストの2分の1に対し、特別交付税が措置されておりますが、導入から3年間の平成30年度で終了いたします。特別交付税による財政支援がなくなることから、窓口交付の手数料と同額とするものでございます。2点目の住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料につきましては、台帳の閲覧が、公益性の高い統計調査や世論調査などを実施する場合の対象者抽出のための利用などに限られており、これまでも、閲覧の際に台帳から住所・氏名等を転記しております。また閲覧により、住民票を取得した場合と同等の情報を得られることから、他市の状況を参考に住民1人当たりの単価設定とし、住民票交付手数料と

同額とするものでございます。施行は、約6ヶ月間の市民への周知期間を設け、平成31年4月1日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○吉田委員 住民基本台帳の写しなんですけど、個人情報の関係から限られてきたという今の説明で、統計調査とか世論調査の場合には許可するとか、いいですよということなんだらうけれども。今までの住民閲覧をしたところの、参考にしてみても、今まで1時間5,000円だよ。今度1件。住民1人分に300円ということは、今までの閲覧の様子からして、どのくらい閲覧した場合上がるの値段はこれ。

○松本市民課長 29年度の実績で申しますと、300円に換算しなおしますと、1万6,400円の増で19.3%の増となっております。

○吉田委員 19.3%。それなら仕方ないかな。もう一つ冒頭にあった受益者負担の適正化に関する基本方針というのは国の方の方針ですか、これは。

○松本市民課長 これは市の方で定めた基本方針でございます。

○佐藤財政課長 昨年度行いました、使用料の見直しというのがございまして、その時に策定いたしました。

○久松委員 それは我々、見てますか。

○佐藤財政課長 使用料の説明の時に話をしているかと思えます。

○久松委員 これはどのくらいのボリュームのものなのですか。

○佐藤財政課長 土浦の使用料の手数料を、近隣の市町村の状況を見るものとか、国で決まっているものとか。6分割ぐらいにして、その中で受益者負担を求めるときに区分したもので、ボリュームとしては、20ページぐらいのもので、ホームページの方には載せてあるのですが、再度この機会に。

○矢口委員 今までおかしいなあと思っていたが、コンビニが100円安いわけだよ。今度300円に値上げするということは、ここにも書いてあるように、窓口と同等にするということだから、窓口は上がらないんだらうからな。そういうふうに理解していいんだよ。

○松本市民課長 窓口の交付は今までと同じ300円でございます。

○久松委員 これとは直接関係ないんだけど、自治体によっては、証明書を複数発行してもらう時に、1つずつ加算するのではなく、一括していくらという自治体があるというんだけど、そういうのはありますか。

○松本市民課長 住民票の場合ですと、市町村によってちがいますが、人数5人以上だと金額がちがうとかという市町村があると思えますけれども。

○平石委員長 その他なにかございせんか。

(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第67号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)



○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第67号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第70号土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

○嶋田警防救急課長 議案第70号土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、52ページをご覧ください。改正の理由といたしまして、近年の少子高齢化や核家族化などが進むと同時に、被用者は増加し、消防団員の人数の減少傾向が続いており、防災活動の担い手である消防団員の確保が難しい状況であることから、消防団員と同等の活動が出来ない場合に、特定の活動のみに参加する制度を設け、地域住民が参加しやすい環境を整えることによって、災害対応力を強化するのが改正の目的でございます。消防団を退団した元団員等に入団していただき、大規模災害時の住民避難誘導及び避難所の運営補助など、長年培った経験と技術を活かした活動を考えております。施行日については平成31年4月1日を考えております。53ページをご覧ください。条例改正案となっております。54ページから58ページは条例改正の新旧対照表となっております。また、この条例が古いこともあり、誤植もございますので、あわせて文言の修正をいたします。59ページをご覧ください。過去10年間の消防団員の推移となっております。説明は以上となります。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○吉田委員 これは、私は大変結構なことだと思っているんですよ。もうちょっと早くやってほしかった。毎年出初めの時なんか退団した方の表彰なんかをやるよね。あれ見てもまだ若いんだよな。年数とかがあって辞めるんだと思うんだけど。大変結構なことだと思います。他の消防本部なんかでやっているところはあるの。

○嶋田警防救急課長 現在、茨城県内においては、12の市町村で実施しているところでございます。

○海老原委員 ラップ隊の件なんだけれど、ラップ隊に入っていて女性消防団の両方に入っている方がいます。その扱いはどうなっていますか。

○嶋田警防救急課長 今女性部に入られて、ラップ隊に入っている方はおられます。この方はこのまま続けていただいて結構でございます。新しく入る方で女性部に入りたいとか、ラップ隊だけに入りたいとか。別々に入ることができます。今入られている方はこのまま継続されていても結構です。

○海老原委員 今の両方入ってもいい。女性消防団、ラップ隊に入ってもいいということなんですか。

○嶋田警防救急課長 はい。

○平石委員長 私から1点お聞きしたい事がございます。OBの方になっていただいて、定年とかはあるのですか。

○嶋田警防救急課長 現在のところ、先ほどお話しましたが、OBの方でも元気な方がいっぱいいらっしゃいますので、定年等は今のところ考えておりません。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第70号土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第70号土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第71号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第2回)～歳入全部を議題といたします。

執行部より説明を願います。

○佐藤財政課長 60ページをお願いします。上段でございますが、今回一般会計歳入歳出の全貌でございます。今回は歳入歳出とも8,464万5,000円を追加しまして、総額を511億8,104万7,000円とするというものでございます。項目ごとにご説明申し上げます。真ん中上段、16款県支出金でございます。2目民生費県補助金でございます。こちらは老人福祉施設開設準備経費助成事業でございます。こちらにつきましては、老人福祉施設開設準備経費、これは主に備品購入等になると思っておりますが、助成事業の補助金、これに対する県補助金10分の10でございます。対象事業者でございますが、滝田の社会福祉法人桜水会の特別養護老人ホーム滝田でございます。交付金額は、1床あたり62万1,000円と、予定では70床ございますので、4,347万円。歳入につきましては、その10分の10。4,347万円同額を歳入補正をするものでございます。その下、民生費県補助金、2点目でございますが、地域密着型の老人福祉施設整備事業ということでございます。こちらは特別養護老人ホームの多床室、数人で入っている部屋でございますが、プライバシーの保護をするために間仕切り等を整備するための既存の老人ホームのユニット化改修等支援事業費補助金を市から補助することに対する県補助金の10分の10の歳入でございます。対象事業者でございますが、本郷の社会福祉法人常新会の特別養護老人ホームシルトピアでございます。交付対象金額は1床あたり70万円。予定で44床でございますので、3,080万円。歳入につきましては、その10分の10でございます同額を県補助金として歳入とするものでございます。61ページでございます。こちらは教育費の県補助金でございます。こちら5節として街頭防犯カメラ設置促進事業補助金120万円というものでございます。こちらにつきましては、茨城国体に向けた本市の競技会場施設周辺の安全確保のために設置する防犯カメラ購入等に対する県補助金の増ということで、2分の1で上限が1台あたり20万円となつてございます。対象事業費は備品購入費で6台を予定しております、70万円。従いまして420万円というものでございます。設置場所でございますが、テニスコート入口や霞浦の湯前、土浦二高等6箇所。下に米印がございしますが、上記補助以外に、市単独分で国体関連のために川口運動公園内に6台を設置する予定で、こちらは45万円。こちらは単費で270万円の予定でございます。歳入としま

しては、防犯カメラ1台につき、20万円掛ける6台ということで、1台あたり20万円が上限ということで120万円となっております。63ページをお願いします。参考までに今回国体関係で防犯カメラの設置事業の設置場所について記載してあります。設置予定箇所でございます。1番川口運動公園周辺、ここに2台。2番県立土浦第二高等学校前、水球関係。3番霞ヶ浦文化体育会館周辺に3台。というものでございます。4番目でございますが、これは川口運動公園内でございます、ここに6台。これは市単独費でつけるというものでございまして、今回の補助金事業は周辺施設ということになっておりますので1番2番3番が補助対象となっているものでございます。61ページにお戻りください。中段でございます。19款繰入金でございます。こちらにつきましては、介護特別会計の繰入金でございます、例年9月議会に補正させていただいております介護保険特別会計の29年度決算に基づく事業精算に伴います一般会計への繰り入れの増というものでございます。一番下20款でございます。繰越金でございます。こちらは今回の一般会計の補正予算について、歳出が上回ったことによりまして、一般財源の不足分に繰越金を充当していくというものでございます。こちらは277万7,000円というものでございます。62ページをお願いします。21款諸収入。こちら雑入でございます、7節で平成30年度国体関連事業費助成金500万円というものでございます。そちらにも記載がありますとおり、県の市長会から今回の茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会の両大会を通じて、発展に寄与することを目的に大会に関連する事業に幅広く活用できる助成金が交付となったことから歳入諸収入として受け入れるということでございます。交付団体につきましては、市長会からでは現在32市でございます。助成金額は一律で500万円でございます。助成金の使途でございますが、今回の国体経費でございますが、実行委員会への負担金7,978万6,000円が負担金となっておりますが、こちらに充当し活用していくというものでございます。歳入についての説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○篠塚委員 民生費の県補助金の件なのですが、片方備品購入費、片方が間仕切りということなのですが、以前にも補助をもらっておいといて対象外だとかとって、返還があったと思うのですが、確認をして補助対象だということで決まっているのですか。返還とかがありえるのでしょうか。

○佐藤財政課長 以前返還になったのは消費税が対象外だということで、それが返還になっています。今回はそれを確認して交付の対象となっております。最終的には交付金額が準備経費なので備品購入の経費がこれを超える見込みではあるんですが、確認をとって最終的な交付になるということです。

○篠塚委員 交付が増える場合もあるということですか。

○佐藤財政課長 4,347万円というのは、1床あたり62万1,000円の70床となっておりますので、上限ということで、それ以上の経費はありません。

○久松委員 間仕切りをするということで、ベッド数は減るのですか。

○佐藤財政課長 多床室の扱いで、たとえばそこに4人いる場合には、そこを間仕切り

をするということで、ベッド数は変わらない。多床室という扱いは変わらない。きちんとした間仕切りをする。

○久松委員 間仕切りで1床あたり70万円もかかるの。

○佐藤財政課長 間仕切りといいましても、パーティションみたいな間仕切りではなくて、天井から下までの壁のようなちゃんとしたプライバシーが保てるような間仕切りが想定となっております。

○久松委員 本格的な部屋のような状態になる。でもずいぶん狭い話だな。このことによって入所者の負担は変わらないのですか。

○佐藤財政課長 多床室という扱いは変わらない。負担は変わらないです。

○久松委員 間仕切りやってプライバシーが守れるということは非常によいことだと思うんだけど、こういう間仕切りをしている特養というのは他にもあるのですか。

○佐藤財政課長 市内ではないですね。他市ではちゃんと間仕切りをしているところがある。

○久松委員 市内では初めてなんだ。

○佐藤財政課長 はい。

○久松委員 補助金、1床あたり70万円で施設のその他の負担というのはあるんですか。全額補助ですか。それとも。

○佐藤財政課長 1床あたり70万円が上限ということになっておりますので、それ以上の付帯する工事については、それ以上はないということです。

○久松委員 入所者にとってはありがたいことで、これをもっと普及させることはできませんか。

○佐藤財政課長 普及することは可能だと思います。ただ、なかなか1床あたりに4人いて工事ができるかどうかということもあるらしく、どこでもできるというわけではないらしいです。

○久松委員 施設によって、まちまちなところもあるんだろうな。

○島岡副委員長 防犯カメラの件で、一つ一つが独立して映像を映してくれるのですか。

○下村生活安全課長 カメラと記録が一体型の防犯カメラということで考えております。

○島岡副委員長 それを見る場合は、どのようにするのですか。

○下村生活安全課長 高所ですから、作業車で記録媒体からデータを取るということで、簡単には取ることができないものですから。

○島岡副委員長 なんかトラブルがあった時に限り、情報を取ってくると。

○海老原委員 防犯カメラの70万円の機械と45万円の機械があるんだけど、その違いはどうか。

○下村生活安全課長 県の補助をいただいているのが、カメラと記録する媒体が一体できるもの。これが70万円。それ以外は会場内につけるカメラですからカメラと記録媒体は別個なんですね。カメラだけで記録媒体がひとつあって、一箇所記録すると。その違いです。

○佐藤財政課長 県の方の補助は、国の方の公益団体である優良防犯機器認定制度とい

うのがありまして、そこに規格が合格しているものじゃないと補助対象とにならないらしく、R B S Sという認定規格がある。品質がよいということと、アフターサービスがよいとか、メンテナンスとか、メーカー品的なものでないと補助対象ではないというところがあってちょっと高い。品質はいい。安い方と精度的には変わらない。

○島岡副委員長 70万円の1床あたり。先ほどの、特養。エアコンとか付けないと熱中症で死んでしまいますよね。当然エアコンの設備も入るわけですか。

○佐藤財政課長 間仕切りだけなのでエアコンの方は入らないと思うので、エアコンが機能するような間仕切りになっている。下は見えるような状態の間仕切りになっている。パーテーションではない。

○吉田委員 今の多床室の間仕切りなんだけれども、国が定めた介護保険法の中で当初は全部特養をつくる時には多床室だったよな。介護保険法というのは3年ごとに改正、改正できて途中から多床室ではなく全部ユニットにしると、個室だと、というような政策を国では打ち出してひとつの特養が全部ユニット型というものもある。ただ、土浦の場合はシルトピアなんかは早い方なんだけれども、まだまだ多床室の特養というのがあるんだよ。ひとつの特養でも多床室があってユニットがあるというような感じが土浦は多いんだよね。県の補助でやっているけれども、今回初めてだよな。県の補助としては。これを今後も県としては続けてくれるのかという確認はしている。

○佐藤財政課長 担当に聞かないとわかりませんが、そもそもは国の原資を県と国で出した基金として出しているもので、今後も続けていくと思われま。

○吉田委員 最初の県の補助金の対象のものだと思うんだけど、シルトピアさんになった経緯とかはあるの。

○佐藤財政課長 工事がシルトピアさんは多床室が多くて、個室もあるんですけど、工事も可能だということと、それでなったと聞いております。

○吉田委員 今後続いていかないと困るんだよな。その辺もあとで確認しておいて。福祉の方に。それから雑入の市長会。県の市長会とはそんなに金があるのか。ていうのは市が市長会に負担金を出しているよね。毎年どのくらい出しているの。負担金。

○細野秘書課長 28年度の実績ですと、土浦市の負担155万8,800円になります。この内訳ですが、平均割といたしまして57万4,800円。人口割といたしまして、土浦市14万1,181名ですので、一人当たり6円97銭となりまして、人口割りは98万4,032円。合わせまして155万8,800円になります。

○吉田委員 そのくらい出していれば、このくらいの金はあるよな。了解しました。

○矢口委員 国体の助成金ということで付けたりするんだけど、防犯カメラは犯罪に結構役立っているよね。土浦市ではどのくらい防犯カメラが付いているの。

○下村生活安全課長 今市内で40箇所付いています。

○矢口委員 それほどに付いているというのは、わかっているんだろうな。それも合わせて。

○下村生活安全課長 今回は国体絡みということで、予算措置をしておりますが、国体が終わったあとは所管換えということで、生活安全課の方で引き受けるということで考

えております。

○矢口委員 今の話だと、設置はしたけど、その後は生活安全課の方で管理はするという事。

○下村生活安全課長 はい。所管換えて生活安全課で。

○矢口委員 今までも40箇所と同じということなの。

○下村生活安全課長 はい。同じように扱うということです。

○矢口委員 わかっているんだろうから、総務市民委員会で付いている箇所を、悪いことをやるからと言っていのではないから、やっぱり聞かれると思うんだよ、こういう話をすると、できたら、秘密なの。

○下村生活安全課長 公開していますので。

○沼田委員 関連なんですけど、40箇所付けていますよね。40箇所については2分の1とか補助金をだしているの。

○下村生活安全課長 40箇所については補助金はいただいていないです。今回、県警本部の方で設置する部分だけです。

○沼田委員 幼稚園とか保育園には2分の1の補助金を出すから、付けなさいという風にきているんですよね。何箇所か補助金を利用して付けているところもあるんですけど。それとは別なわけだ。

○篠塚委員 記録媒体はどのくらいのスパンで変わるの。何十時間で更新になっているのかな。

○下村生活安全課長 細かい日数は記憶していませんけど、大体1週間で上書きされるというような形ですね。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第71号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第2回)～歳入全部は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第71号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第2回)～歳入全部は、原案どおり決しました。

次に、議案第74号(仮称)土浦市立学校給食センター建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

○渡辺管財課長 64ページをお開きください。本案件は、教育委員会学務課からの案件でございます。本日学務課より元川課長の方が出席しておりますのでよろしくお願い致します。始めに今回の工事の目的でございますが、恐れ入ります66ページをお開き願います。今回の工事の概要となります。ページ中ほどから下のところ9番に記載がございますように、本市の第1、第2給食センターは、両施設とも老朽化が著しく、また耐震基準を満たしていないことから、これらを統合して1センター方式として再整備し、食物アレルギーを持つ生徒・児童を含むすべての生徒・児童に、安心安全でおいしい給

食を継続して提供することが可能な施設を整備することにより、学校給食の充実を図るものでございます。次に一段上の8番、工事概要でございますが、構造は、鉄骨造2階建て、延床面積約4,900㎡の建物でございます。完成後は、1日当り調理能力1万2,000食に対応する建物でございます。

恐れ入ります64ページに戻っていただきまして、名称、工事場所、工事内容につきましては、記載のとおりでございます。契約金額につきましては、税込み、12億5,172万円。契約予定の相手方としましては、市内に本社を有する株式会社山本工務店と佐々木建設株式会社との共同企業体でございます。こちらの出資比率は、山本工務店55%・佐々木建設45%となっております。契約方法でございますが、8月1日に一般競争入札にて執行いたしました。当案件はJV共同企業体の案件でございます。企業体構成の条件としまして、構成員の数は2社、出資比率の下限は、30%といたしました。まず、代表構成員の参加条件としましては、県内に本社を有すること、それから、経営事項審査の建築一式における評点が1,000点以上で、年間平均完工高が20億円以上であること等を付しまして、次に、代表以外の構成員の条件としまして、市内に本社を有すること、土浦市において建築一式の格付けがA等級で、年間平均完工高が1億円以上であること等の条件を付しまして、公告いたしました。入札結果につきましては、65ページをご覧くださいと存じます。中段に記載のとおり、常総・郡司共同企業体を始め4JVから応札がございました。最低制限価格については、税抜き10億5,456万6,000円。落札率は98.91%という結果でございました。その他、資料としまして、67ページをご覧くださいと、完成イメージ図をお付けしてございます。横にしてご覧いただきまして、西側の空から施設を臨んだイメージ図となっております。施設手前から食材等を搬入いたしまして、施設奥側の新治トレーニングセンター側から給食を搬出する動線となっております。続きまして68ページは施設全体配置図でございます。こちらも横にしてご覧いただきまして、上が北方面となっております。次の69ページは、1階平面図。70ページは、2階の平面図となっております。同様に、横にしてご覧いただきまして、こちらも上が北方面となっております。当該施設につきましては、1階には主に各種の調理部門及び事務室等の管理部門。2階には研修室等の見学部門及び調理員休憩室等の厚生部門を配置した施設となっております。さらに、71ページには、整備事業のスケジュールでございます。同様に、横にしてご覧いただきまして、表の1番左側の欄、中ほどに記載してございます。本体工事等の欄における建設工事のところ、今回の工事の工程表となります。工期につきましては、議会の議決を頂いた翌日から、再来年の2020年、現在の年号ですと平成32年5月29日までの予定でございます。その後、準備期間をおきまして9月供用開始の予定でございます。本案件についての説明は、以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○篠塚委員 契約金額が税込みとなっておりますが、来年かな、消費税が上がりますが、上がってもこの金額で大丈夫か、ということ。

○渡辺管財課長 経過措置がございまして、その件につきましては、この金額で。

○久松委員 かなり規模が大きくなるんだけど、作業をする人員はどのくらいになるの。

○元川学務課長 調理員は65名程度を想定しております。

○久松委員 アレルギー対応調理室が真ん中の方にあるけれど、これは、これで1部屋区切りというか、1部屋になっているのですか。

○元川学務課長 こちらの方は、他のものを持ち込めないように独立した1部屋ということで予定しております。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第74号(仮称)土浦市立学校給食センター建築主体工事請負契約の締結については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第74号(仮称)土浦市立学校給食センター建築主体工事請負契約の締結については、原案どおり決しました。

次に、議案第75号(仮称)土浦市立学校給食センター電気設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

○渡辺管財課長 72ページをお願いいたします。本案件も、給食センター整備工事に係るもので、電気設備工事の契約案件でございます。今回の工事の目的につきましても、先程の案件と同様、両センターを統合し、学校給食の充実を図るものでございます。契約名称、工事場所につきましては、記載のとおりでございます。工事内容でございますが、給食センター整備工事に係る電気設備工事の一式、すべて受変電設備工事をはじめとする、動力設備や発電機設備、放送設備等の内容となっております。契約金額につきましては、税込み4億5,327万6,000円。契約の予定者としましては、市内に本社を有する栗原電業株式会社と同じく市内に本社のある株式会社星総合設備との共同企業体でございます。出資比率は、栗原電業70%、星総合設備が30%、7対3となっております。契約方法でございますが、8月1日に、こちらも一般競争入札にて執行いたしました。当案件も共同企業体JVの案件でございまして、構成員の数は2社、出資比率の下限は、30%といたしまして、市内に本社を有する市内電気工事業者2者のJVとして入札を執行したものでございます。その理由といたしましては、今回の予定価格は税込み、4億5,964万8,000円となりまして、通常行っております、市内電気業者1者での請負では、工事規模がやや大きいことから、市内電気業者2者のJVで執行したところでございます。入札結果につきましては、73ページをご覧ください。応札の結果、中段に記載のとおり、雅・川村共同企業体と栗原・星共同企業体の2JVから応札がございました。予定価格については、左下に記載がございましたように、税抜きで4億2,560万円。最低制限価格についても、3億7,652万8,000円。落札率は、98.61%という結果でございました。資料としまして、先程と同様に、74



ページには本工事の概要、続く75ページに施設の配置図、それから76ページに施設整備スケジュールを添付させて頂きました。こちらは、ご覧いただきたいと存じます。工期につきましても、先程と同様、議会議決の翌日から平成32年5月29日の予定でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○吉田委員 代表構成員と構成員の比率。さっきの建築は55対45なんだけれども、電気の場合70対30で、これがリミットだよな。70対30が一番大きいんだよな。

○渡辺管財課長 おっしゃるとおりです。

○吉田委員 これは役所に報告するのは、JVで落札した業者がこの割合でやるという報告を管財課の方にするのかな。

○渡辺管財課長 JVで結んだ協定書の方を提出を受けまして、確認をすることになっています。

○吉田委員 協定書に書いてあるんだ。JVで代表構成員がいくつ。どのくらい70とか60とか、書いて出す訳だね。はい。了解。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第75号(仮称)土浦市立学校給食センター電気設備工事請負契約の締結については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第75号(仮称)土浦市立学校給食センター電気設備工事請負契約の締結については、原案どおり決しました。

次に、議案第76号(仮称)土浦市立学校給食センター機械設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

○渡辺管財課長 77ページお願いいたします。本案件も同様に、給食センター整備工事に係る機械設備工事の契約案件でございます。工事の目的につきましても、先程の案件同様、学校給食の充実を図るものでございます。契約名称、工事場所につきましては、記載のとおり、次の工事内容でございますが、記載のように、給食センター整備工事に係る機械設備工事の一式を行うもので、衛生器具設備工事をはじめ、屋内・屋外の給排水設備や空調機器工事等の内容となっております。契約金額につきましては、税込み8億2,226万3,400円。契約予定の相手方としまして、市内に支店を有する株式会社テクノ菱和と市内に本社を有する常陽水道工業株式会社との共同企業体でございます。出資比率、テクノ菱和60%、常陽水道工業40%となっております。契約方法でございますが、8月1日に一般競争入札にて執行いたしました。当案件もJVの案件でございまして、同様に、構成員の数は2社、出資比率の下限、30%といたしております。代表構成員の入札参加条件としましては、市内に本社または支店・営業所を有すること、経営事項審査の管工事における評点が1,200点以上、年間平均完工高が6億

円以上であることとしております。次に、代表以外の構成員の条件としましては、市内に本社を有すること、経営事項審査の管工事における評点が800点以上、年間平均完工高が1億円以上であることの条件を付しまして、公告いたしました。入札結果につきましては、78ページをご覧いただきたいと存じます。中段に記載のとおり、川崎・阿部共同企業体を始め4JVから応札がございまして、3JVが同額で並びまして、くじの結果テクノ菱和・常陽水道共同企業体が落札者となったものでございます。予定価格については、左下に記載がございまして、税抜きで8億4,595万円。最低制限価格については、税抜き7億6,135万5,000円。落札率は90%という結果でございました。こちら資料としましては、先程と同様に、79ページには本工事の概要、続く80ページに施設の配置図、81ページには施設整備スケジュールを添付させて頂きました。工期につきましても、先程の案件と同様、平成32年5月29日の予定でございまして、本案件についての説明は、以上でございまして。

○平石委員長 なにかご質問がございましてか。

○久松委員 5,000円にいたるまで3社が同額ということとは、どういうことなんですか。

○渡辺管財課長 最低制限価格の設定の金額というのはホームページで公表してございまして、1,000円まで、1,000円以下は切り捨てて設定するというところで、ということで、公表の方はしてございまして。今回78ページを見ていただきますと、3JVともですね、予定価格の90%を目安に応札の方をしてきたということで3つのJVが並んだという結果でございまして。

○久松委員 くじはどうやってやるの。

○渡辺管財課長 くじの方は、電子入札システムというのは茨城県のシステムに土浦市が乗っかるような形で行ってございまして、同額で並んだ場合は、市町村はワンクリックをするだけでシステムの中でくじ引きは行われて結果がでるといふ。

○久松委員 各事業所がワンクリックをすればいいの。

○渡辺管財課長 各事業所ではございまして、役所が。1案件ごとに応札する業者は好きな3つの数字を登録をするのですが、333であるとか123であるとか。それは他の業者は知らないところで、同額で並んだ場合の時には3つの数字を3JVで出していますから、3桁の数字を足しまして、それを3JVの3で割りまして、割り切れた場合には0、端数が出た場合には1、2、と端数がでます。その時に応札した順番で自動的にあなたのところは1番、あなたのところは2番と割り振られまして、結果計算で、ということになります。誰もわからず。

○沼田委員 JVというのは、どうなんですか。テクノと常陽水道。これは土浦市の方で組むのですか。組んでやらせるのですか。2社組むよね。2社。こちらから指定するの。

○渡辺管財課長 これは公告した時に、各業者が公告を見まして民間同士で組みます。

○沼田委員 大きな金額になるので、失敗はないと思うんですが、テクノなんかはどうなんですか業者としては。十分審査をしてあげるんだらうけれども。

○**渡辺管財課長** テクノ菱和。こちらは茨城支店となっております、場所が小松一丁目の羽鳥ビルにあるということです。資本金の方は27億4,680万円ほどある会社でありますので、全国的にも大きな、東京に本社があります。実績の方も問題なくありますので、間違いなくやっていただけるものと確信しております。

○**今野委員** 入札価格が3社、まったく同じという数字は初めて見たんですが、こういうことというのは、比較的起こりうることなんですか。それとも今回珍しいことなんですか。

○**渡辺管財課長** 平成29年度、昨年度ですね。一般競争入札を行った案件で、最低価格で並んだ案件は2件。全体で114案件。114案件の内2案件ですので、全体の1.75%。ちなみに一昨年28年度は127案件の内同額で並んだ案件が4案件ございまして、3.1%となっております。今年度、4月から8月末までで200案件ございませぬ。

○**今野委員** パーセンテージでは低いということがわかりました。

○**沼田委員** 確認なんですけど、契約については補償協会が入っているんでしょ。

○**渡辺管財課長** こちらは契約補償金10分の1を預かるような形になります。通常であれば補償会社の。

○**沼田委員** 補償協会があるでしょうよ。公的な。そこと関連は全然ないの。

○**渡辺管財課長** JVの方で補償会社の方に申し込みまして、東日本建設業補償協会という大きなところがございませぬが、そこで補償をいただいて。

○**沼田委員** 万が一ということはないとは思いますが、もしあった場合に、補償協会が入っていれば、補償するんだよね。補償するんですよ。だからそこら辺を聞きたいなと思って質問したわけ。以上です。

○**平石委員長** その他なにかございませぬか。

(なし)

○**平石委員長** それでは採決いたします。議案第76号(仮称)土浦市立学校給食センター機械設備工事請負契約の締結については、原案どおり決することにご異議ございませぬか。

(異議なし)

○**平石委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第76号(仮称)土浦市立学校給食センター機械設備工事請負契約の締結については、原案どおり決しました。

次に、議案第77号財産の取得について((仮称)土浦市立学校給食センター厨房機器物品購入)を議題といたします。

執行部より説明を願います。

○**渡辺管財課長** 82ページをお願いいたします。当案件も、給食センター整備に伴いまして、供用開始の際に必要な厨房機器一式を購入するものでございませぬ。名称及び種類は、記載のとおりでございませぬ。契約金額につきましては、税込5億4,637万2千円。納入期限については、平成32年5月29日でございませぬ。契約予定者としましては、アイホー共同企業体。こちらは、株式会社アイホーと茨城アイホー調理機株

式会社の共同企業体でございます。契約方法につきましては、記載のとおり随意契約となります。理由といたしましては、本件、その性質及び特殊性から価格のみによる競争入札とするのではなく、衛生管理、作業効率、経済性などの様々な観点から、総合的に最も適した受託者1社を特定するため、平成28年11月に、プロポーザル方式により決定したものでございます。随意契約の第2号、特定の相手方でなければ契約できないとすることから随意契約に該当するものでございます。見積り合わせの結果につきましては、83ページをご覧くださいと存じます。落札額は、税抜き5億590万円でございます。次の84ページは、本案件の概要となっております。次の85ページは、横にしてご覧いただきまして、厨房機器全体のイメージ図でございます。そして次の86ページは、こちらも横にしてご覧いただきまして、主な厨房機器の配置図でございます。右上に凡例をお付けしてございますが、①の電気式回転釜から⑦の配送用コンテナにつきましては、続く87ページから88ページに、こちらの実物の厨房機器の参考の写真をお付けしてございます。こちらはご覧いただければと存じます。続いて89ページをご覧ください。こちらは、作業動線図でございます。同様に横にしてご覧頂きますと、左側から食材等を搬入いたしまして、順次、作業が進んで行き、コンテナを積み込み搬出する動線となっております。赤い点線の矢印が調理動線を表しているもので、その他の動線凡例や衛生区分に関しましても、色分けして表示しております。また、その図の中のAからKのアルファベットで表示されております厨房機器につきましては、次の90ページから94ページに一覧表をお付けしてございます。こちらはご覧いただければと存じます。最後に、95ページが他の案件のものと同様のスケジュール表でございます。説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○篠塚委員 財産の取得ということは平成30年度の財産調書に載ってくるのですか。もう一つ、今使っている機材は処分するのですか。

○渡辺管財課長 新しいものについては契約のあと載ってくるものでございまして、現在使っているものにつきましては、使えるものは使う。老朽化して使えないものとはいうことで、選別をして使うという風に。

○篠塚委員 今使っていて使えないものは処分で、32年度か、くらいの決算書に出てくることですかね。

○渡辺管財課長 おっしゃるとおりでございます。

○平石委員長 その他なにかございませんか。

(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第77号財産の取得について((仮称)土浦市立学校給食センター厨房機器物品購入)は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第77号財産の取得について((仮称)土浦市立学校給食センター厨房機器物品購入)は、原案どおり決しました。

次に、議案第79号町の区域の変更についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

○真家総務課長 議案第79号町の区域の変更についてご説明します。96ページをお願いします。1変更する区域ですが土浦駅前北地区市有地有効活用事業地でアルカス土浦の北側隣接地でございます。2変更の理由についてですが、用地取得者である日立ライフが区分所有建物として分譲マンションを販売するにあたりまして、取得した4筆を合筆して敷地権を設定する関係から隣接地のアルカス土浦と同様に町名を大和町に変更してほしいとの要望書が提出されたものであります。3変更内容ですが、用地取得者が取得した該当土地4筆の内が一番面積が大きい有明町3002番6について大和町へ区域を変更するものであります。97ページをお願いします。議案でございます。98ページでございます変更調書のとおり本市の町の区域を変更することについて、敷地権の設定はもとより南側隣接地であるアルカス土浦が大和町であること、町内会の有無、該当小学校区等を鑑みまして区域の変更はやむを得ないものと考えられることから地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。99ページが当該土地の登記事項証明書の写しで100ページは位置図になります。網掛け部分が当該土地でございます。101ページが公図となり102ページは土地取得者からの要望書となります。説明は以上でございます。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○久松委員 マンションは何階何室でしたっけ。

○真家総務課長 手元に資料がないものですから、申し訳ありません。

○船沢市長公室長 部屋数だけ答弁させていただきまして、89室でございます。

○島岡副委員長 確認なんです、小学校はどちらになるのですか。

○真家総務課長 大和町ですと土浦小学校となります。有明町になりますと土浦第二小学校です。

○沼田委員 地元の区長とか、住民の同意はどうなんです。済んでいるのですか。これは関係なく役所でやっているの。そういうことはないでしょうけど。区長や住民の同意が必要でしょうよ。これを全然やらないで議会でおして、住民に対して押し付けになってしまうでしょ。話し合いをしているのかどうかということを知りたいのですが。

○真家総務課長 ちょっとそちらについても、調べさせていただいて後ほど報告させていただきますと思います。

○沼田委員 後ほどというと、まだ話し合いはしていないということだね。

○吉田委員 町の区域の変更というのは、総務市民委員会には必ず出てくるんだだけだね。流れとしては議会で承認を得てから地元説明というのが今までの流れです。

○沼田委員 この場合ほとんどが有明町なんだよね。2,295㎡ですか。相当大きいんです有明町は、大きいだけにやはり地元の同意というのは、わかりますよ言っていることは。議会をおして、地元を下げてくると。これはわかるんだけれども、あまりにも有明町が大きいために、町内の同意をどうなんだろうと、そこが心配なんだよね。

○真家総務課長 有明町につきましては、地元の自治会ですか。町内会が無いと伺って

いるのですが。大和町については当然ございますので、そちらについては当然説明会は必要だと思いますが。

○沼田委員 大和町は3町内あるみたいだけど、小さいんだよね。ところが有明町は2, 295㎡。相当大きいんですよこれね。それだけに、地元に向けてきて揉んでいかなくていいのかということなんですよ。

○篠塚委員 この案件の確認なんですけれども、有明町自体が町内会がないというところで、住居ができるので町内会がある大和町に入りたいという取得した業者の願いが入っているという理解でよろしいのですか。

○真家総務課長 先ほど説明した部分もございますが、今議員さんからもお話がありましたように、小学校の話とか町内会の話。マンションを作るにあたって業者さんの方は考慮されているようでして、土浦小学校は二小にくらべれば近いということもありますし、町内会もある方に移らねたい部分はあると思います。

○沼田委員 町名変更となるといろいろあるんだよね。小学校・中学校も影響するでしょう。それまで第二小学校にいていた子が、土浦小学校に行く。全てに影響してしまうんだよね。

○矢口委員 これはマンションを建てて、それから小学校に入るのであって、今ここに小学生とかがいる訳ではないんだろ。今から建てるんだから。

○望月総務部長 地元の区長さんへの説明については、日立ライフさんの方で既に接触しているかどうかは定かではないんですが、確認をさせていただきたいと思います。要望書として大和町町内に入りたいというのが議案でございますので、そういった意向の中でださせていただいたものです。

○平石委員長 その他なにかございませんか。  
(なし)

○平石委員長 それでは採決いたします。議案第79号町の区域の変更については、原案どおり決することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

○平石委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第79号町の区域の変更については、原案どおり決しました。

続きまして、協議事項(2)報告事項でございますが、執行部より説明願います。まず、土浦市空家等対策の推進に関する協定の締結について説明願います

○下村生活安全課長 104ページをお願いいたします。土浦市空家等対策の推進に関する協定の締結についてでございます。現在土浦市と専門家団体が連携協力しあって土浦市内の空家等対策の推進を図るために今回協定を結ぶものでございます。結ぶ協定先ですけれども、茨城県弁護士会、茨城司法書士会、一般社団法人茨城県建築士会、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会の4団体になります。協定の内容ですけれども、建物空家の所有者からの空家等に関します相談事業。それから相談会に関する事業。それと特定空家等の発生を予防するための啓発事業。その他空家等の対策に必要な事業というふうな概要となっております。協定式につきましては、今月27日木曜日午後1時か

ら市役所3階庁議室で締結をする予定でございます。説明は以上です。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○沼田委員 今までに空家で決まったところ。何件くらいあるか。

○下村生活安全課長 現在把握している空家の数でよろしいのですか。

○沼田委員 数でいいですよ。決定したところ。お互いで話し合いで決まったところ。

○下村生活安全課長 特定空家という認定が進んでませんので、現在土浦市で把握している適性に管理されている空家と不完全な空家と、その数でよろしいでしょうか。適正管理されている空家ですと416件。管理不全については424件。合計で840件の空家について現在把握をしております。

○小松澤市民生活部長 いろいろ対応している中で、民間同士で決着がついたもの、市の方で申し立てをしまして弁護士あるいは裁判所の決定を受けてやったものがあります。最近では裁判所で決定を受けて、弁護士が介入して解決したというものが2件ございます。あとは随時調査した中で対応していくということになっています。

○下村生活安全課長 29年度の実績で申し上げますと、解体、所有者がみずから解体していただいた、その他のお願いとか、話をした中で、解体していただいた件数は12件。実績としてございます。以上です。

○沼田委員 わかることなので、話しますが、東崎の猫屋敷。これ私のところで買いました。弁護士を通じて、買ってね。これでひとつ空家が減りました。

○矢口委員 今まで建物が建っていると固定資産税が安いと、そういうことで解体が進まなかったようなことを聞いているんだけど。現実には建物が建っていた方が、更地にするよりは安いのか。

○小松澤市民生活部長 建物建っていた方がやはり安くなります。建物建っていて固定資産税等を高くするには、特定空家に認定してやらないと、措置というのは中々できないというものと考えております。

○矢口委員 今聞いたのは、今までいろいろ聞いた話の中で、建物を壊すと、固定資産税が上がってしまうので、それで壊さないんだという話をよく聞いたので、今度は弁護士会だのいろいろ入って、相手に了解してもらって壊すと、壊す費用は当然持ち主が負担するんだろうけれど。そういうことで納得してもらえないのか。

○小松澤市民生活部長 取り壊しに至るまでにはいろいろありますけれども、通常の条例等に対応するのであれば、指導とか、勧告とか、ま、お願いですね。それでも壊してくれない。周りの近隣に迷惑を掛けているものについては、特定空家の認定をしたうえで、指導、命令、勧告、最終的には代執行ということがあるのかと思います。そうならないように交渉していくというのが、市のやり方なのかな。最近石岡で特定空家の案件で壊したというニュースがございましたけれど、そういった話し合いがうまくいかなかったと、いうことで市が190万とかかけて壊したということがありましたが。やはり所有者に負担をしてもらえないと。市の方で立替えますけれどもそのような対応になっていくと思います。

○篠塚委員 協定を結んだ後に、特定空家とか進んでいくと思いますので、空家対策が

12月の定例議会の時には、その後協定を結んだ後に調査をすると思いますので、それを報告していただいて、今後の土浦市の方針等も発表していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○**小松澤市民生活部長** 今回の協定はあくまでも4団体との基本的なことの協力関係を持ちましょうというような協定なので、各団体で、いろいろやっていただけるものがありますので、次の段階として詰めて行くということで、すぐに何か動き出すというものではないので、適宜に報告させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○**今野委員** これからますます空家が増えていって大変だと思います。お願いなんですけれども、前回の委員会で質問した木とか枝が道路にはみ出ても所有者の了承が得られなければ、行政も手を打つことができない。今現在でも問題になっていますし、これからまた増えてくると思うので、合わせてこちらを進めていただけるよう。

○**下村生活安全課長** 所有者を調べて、伐採なりをお願いしているところで、がんばってやっておりますので、引き続きよろしくお願いします。

○**小松澤市民生活部長** ただ、現住所で住んでいらっしゃってもでている方はおりますので、前回の委員会でもご説明いたしましたとおり、民法上の規定がございますので、強制的にはできないということになります。あくまでもお願いという形で進めていかなくてはいけないと思いますので、ご理解いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○**平石委員長** その他なにかございませんか。

(なし)

○**平石委員長** 次に、土浦市環境白書について（平成29年度年次報告書）を説明願います。

○**水田環境保全課長** 土浦市環境白書、平成29年度年次報告書がまとまりましたので委員の皆様へ配布をさせていただきました。始めに環境白書でございますが、本市の環境に係ります骨格であります環境基本条例や環境基本計画などの環境保全施策を体系的にお知らせしているものでございます。また、環境基本計画でございますが、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、人づくりの5つの基本環境を定めておりますことから、各章の中におきましても、その基本目標ごとに実施しております環境施策の状況と環境に係る指標などを更新し、取りまとめたものでございます。来月には世界湖沼会議が開催されますので白書の中、水環境について少しふれさせていただきたいと思います。27ページをお願いします。河川の水質について知られているものでございます。河川の水の汚染状況を表わすBODにつきましては、境川、一の瀬川、天の川の3河川で環境基準を達成しているところでございます。また、その他の河川につきましても、年々回復傾向にありますことから、川が流れ込む先の霞ヶ浦の水質も徐々にではありますが回復することが期待されているところであります。河川が回復してまいりました背景には、28ページをご覧ください。上の方汚水処理人口普及率でございます。平成29年度には98.8%まで上がってまいりました。その中でも特に公共下水道につきましては、下の表にあります。普及率。真ん中辺の一番下ですね。88.0%。水洗化率につきまし



ては、94.0%まで普及率上がってまいりまして、市民の皆様が下水道に接続していただいた結果、家庭雑排水が河川に流れ込まなくなったことによって、河川の水質も良くなってきたものでございます。引き続きさまざまな環境保全施策の着実な展開を図ってまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

○篠塚委員 つーちゃんのマークもう少し大きく書いたらどうですか。まだ、委員の方で知らない方がいらっしやったので。

○水田環境保全課長 表紙の中段に記載しております。3つ記載してございますけれども、1つのマークでつーちゃん。平成22年7月。市政70周年記念につちまると同様に公募をして選ばれたものでございます。つーちゃんがございますので引き続きご周知をお願いしたいと思います。

○平石委員長 その他なにかございせんか。

(なし)

○平石委員長 次に、熱中症についてを説明願います。

○嶋田警防救急課長 資料105ページをご覧ください。事前の総務市民委員会のほうで、ご要望がありました熱中症に関する資料を添付いたしました。こちらに簡単ではございますが、症状と対処法、過去の件数などを記載しております。この資料はホームページにも載せてあります。現在、熱中症の搬送は9月に入りましてからは発生しておりません。123名となっております。また、事前総務市民委員会の方で、消防本部の広報実施の気温を28度と説明いたしましたが、29度に訂正いたします。申し訳ありませんでした。説明は以上となります。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(なし)

○平石委員長 次に、土浦市消防フェスティバル2018についてを説明願います。

○嶋田警防救急課長 お手元にあります別添の資料、消防フェスティバル2018をご覧ください。カラーの両面刷りとなっております。日時は平成30年9月22日に開催いたします。開催目的については、応急手当の重要性や救急車の適正利用、住宅用火災警報器の普及啓発などを目的としております。内容といたしましては、体験コーナーや展示啓発コーナー、飲食コーナー等がございますので、お誘いあわせのうえご来場下さいますようお願い申し上げます。説明は以上となります。

○平石委員長 なにかご質問がございますか。

(なし)

○平石委員長 続きまして、協議事項(3)要望書の審査に入ります。ニセ電話詐欺撲滅宣言の依頼についてを議題といたします。要望書の取扱いについては、通常ですと、全員にコピーを配布するのが慣例でございますが、議会運営委員会で内容を精査した結果、コピー配布ではなく、総務市民委員会に上程するかどうかの審議をお願いされたものです。事務局より、朗読願います。

○事務局 盛夏の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ます。さて、近年、大きな社会問題となっているニセ電話詐欺の被害は、昨年当署管内において20件、実質被害総額約2,910万円で、本年6月末現在14件（前年比±0件）、実質被害総額約2,357万円（前年比一約237万円）であり、依然としてニセ電話詐欺による被害が後を絶たず、新たな手口が次から次と出てくるなど大変厳しい現状にあります。家族を思う気持ちや不安につけ込み、大切に蓄えてきた財産を奪う卑劣な犯罪を、これ以上許すわけにはいきません。ニセ電話詐欺は、一部の不注意な市民が被害に遭っているというのではなく、次々に考え出される巧妙な手口により、誰もが被害に遭う可能性がある犯罪です。当署といたしましてもだまされた振り作戦をはじめ防犯キャンペーンなど各種対策を講じているところではありますが、土浦市民がこれ以上被害に遭うことがないように、市民の機運を高めるべく、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現することを目的にニセ電話詐欺撲滅宣言を行っていただきたくお願い申し上げます。

○平石委員長 それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

○久松委員 この中に一部の不注意な市民が被害に遭っているというのではなく、というところが非常に大事なのであって、実は私も、いま少しでだまされるところだった。息子を名乗って掛けてきた。女房は全くだまされてしまった。あぶなかった。したがって、私のようなものでもだまされかける。これは決議をしましょう。

○海老原委員 私の方からこの件につきまして、土浦警察署の益子署長がですね、お願いしますということできたので、補足させていただきます。茨城県内では土浦警察署がこういう宣言は初めてだそうで、土浦警察署管内なので今回は土浦市議会とかすみがうら市議会に要望、若干文章は違いますけれど、ほぼ同じ文書が届いておりますので。もう一つ10月の11日に安全安心まちづくり集会在県南学習センターで行われまして、その時に、本会議でとおればその時に、宣言をするということなのでよろしくお願いします。

○篠塚委員 この委員会で宣言採決されたら、全員協議会で図らなければいけないと思うのですが、段階をもう一度事務局で説明していただいてよろしいですか。

○事務局 総務市民委員会で可決されましたら、議場において。

○篠塚委員 議場じゃないだろう。全協。

○事務局 全協におきまして。

○篠塚委員 4分の3。

○吉田委員 3分の4か。3分の2ルールだろうよ。

○事務局 4分の3以上で。

○吉田委員 4分の3か。

○事務局 4分の3以上で可決されますと、本会議場で。

○篠塚委員 委員会提出議案になるのか、議会提出議案になるのか。そのは4分の3ルールで従った場合には、議会の提出議案ということになるんですか。

○久松委員 委員長提出で賛同者が。

○篠塚委員 委員長提出でよろしいんですね。ここの委員会の委員長提出で出して賛同

になってからということで。確認しましたので。先ほど久松委員が言われたように是非宣言を出せばいいと思うので賛成の意見とします。

○平石委員長 採択をされる挙手をお願いします。

(全員挙手)

○平石委員長 全会一致で採択をさせていただきたいと思います。宣言文のご審議をいただきたいと思います。

○吉田委員 そんなのいいよ。委員長と執行部にまかせるからいいよ。

○平石委員長 わかりました。そういうことで進めさせていただきたいと思います。付託されました要望書の審査は以上となります。

その他執行部から何かございますか。

○船沢市長公室長 本日宿題といたしまして、資料提供、用意できたものから順次委員の皆様にお配りさせていただきます。その他の案件は執行部からはございません。

○今野委員 ニセ電話の関連で市の方でニセ電話対策で100台無料で貸し出すものがあったかと思うのですが、何件申し込みがありましたか。

○下村生活安全課長 当初募集があったのが18名。あまりにも少ないものですから町内の班回覧という形で再度募集を掛けています。昨日現在で8名の方が申し込みがございました。

○今野委員 100名近くまではなんとなく募集しますという感じでいくのですね。

○下村生活安全課長 はい。

○平石委員長 その他、委員の皆さんから何かございますか。

(なし)

○平石委員長 以上で、当総務市民委員会に付託された全ての案件の審査は終了しました。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

(執行部退室)

○平石委員長 その他といたしまして、市議会報告会のご協議をお願いしたい。議会最終日に、発表者、報告内容を決めてくださいということで広報広聴委員会よりありましたので、まずは、発表内容についてどうでしょうか。

○篠塚委員 委員長、副委員長で原案はないのですか。

○平石委員長 災害が頻発しておりますので、土浦の防災、減災に係るようなことはざっくり考えていたのですけれども。また、シティプロモーション事業の学祭も初めての事業なのでこの辺もどうかなあと思ったところです。何かありましたら。

○吉田委員 委員長、副委員長に任せるよ。

○矢口委員 市民から聞かれるのは、何でごみの袋値上げしたんだとか、そこら辺をしっかりとやっておいた方がいいと思うよ。どうしてもわかってないから。

○吉田委員 それね、値上げじゃないんですよ。有料化なんですよ。

○矢口委員 そうなんだよ。

○吉田委員 その辺を議員もわかっていないと、有料化になったということを市民には言わないとだめだよ。みんな値上がったと思っているから。

- 矢口委員 だから、そこら辺をきちっと説明できるようにした方がいいよ。
- 篠塚委員 11月10日は有料化が始まって1ヶ月ちょっとなんで、市民生活の方で有料のパンフレットとかあったでしょうから、それを一緒に配って、質問が出るかもしれないから、今まで使っていたのはホームセンターで安売りしているから、それをどう使うかの説明もあるので、それも含めて資料としてもらっておけばいいんじゃないですか。
- 平石委員長 内容については、委員長，副委員長で。
- 島岡副委員長 発表者は。
- 平石委員長 今回は、今野委員と考えているのですが。
- 吉田委員 異議なし。
- 島岡副委員長 よろしくどうぞ。
- 平石委員長 今野委員よろしくお願いします。あと、事務局よりお願いします。
- 事務局 視察の行程表を配布させていただきました。あと、委員長の読み合せを19日の9時15分から行います。9時30分から全協を行います。
- 平石委員長 以上で総務市民委員会を閉会します。お疲れ様でした。